

平成 30 (2018) 年度

財 政 白 書

令和 2 (2020) 年 3 月

上三川町企画課

はじめに

この財政白書は、上三川町の平成 30(2018)年度の普通会計の決算収支、歳入や歳出の状況についての説明資料として、平成 30 年度地方財政状況調査表を基に作成しています。

目次

1	普通会計決算の概要	
	(1) 平成 30(2018)年度決算の特徴	1
	(2) 決算収支	2
2	歳入の状況	3
3	歳出の状況	
	(1) 目的別歳出	8
	(2) 性質別歳出	10
4	地方債の状況	13
5	債務負担行為の状況	15
6	積立金の状況	16
7	主な財政指標	
	(1) 標準財政規模	18
	(2) 財政力指数	19
	(3) 経常収支比率	20
	(4) 健全化判断比率等	21

1 普通会計決算の概要

(1) 平成30(2018)年度決算の特徴

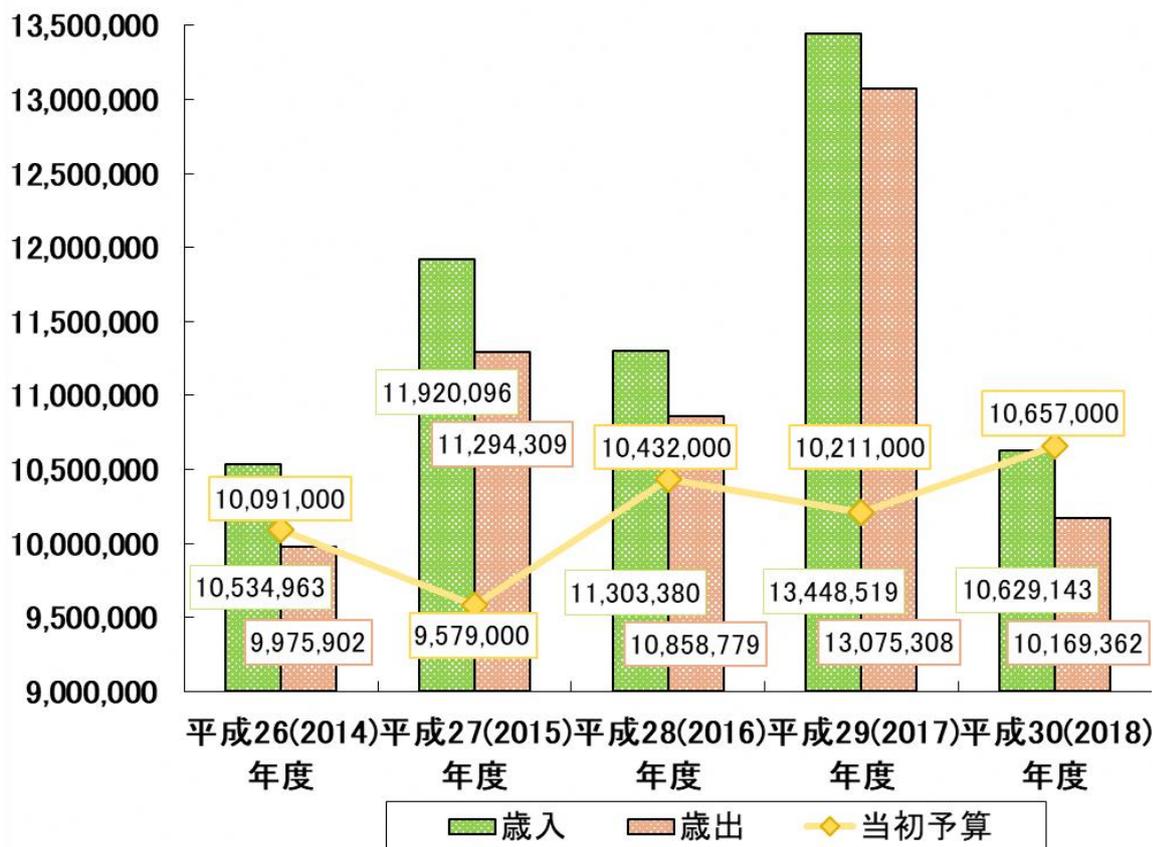
平成30(2018)年度決算は、前年度と比較すると大きく規模が縮小しています。

これは、前年度において法人町民税収の大幅な増収があり、その影響を受けて例年を大きく上回る130億円を超える決算額となったことによるものです。

また、同じく前年度の税収増の影響を受け、平成30(2018)年度は普通交付税の不交付団体となりました。

第1図 決算規模の推移

(単位：千円)



ことばの意味

- ★普通会計・・・普通会計とは、財政分析に使われる会計の区分で総務省の定める基準です。現在、当町で普通会計に当てはまるものは、『一般会計』のみとなります。
- ★一般会計・・・町行政の運営の基本となる会計で、町会計の中心となる会計です。なお、この財政白書上の各数値は、一般会計における集計値となります。
- ★特別会計・・・特定の事業を行うために、『一般会計』と区別して経理する会計です。当町では、『国民健康保険事業特別会計』、『介護保険事業特別会計』、『後期高齢者医療特別会計』、『公共下水道事業特別会計』、『農業集落排水事業特別会計』の5つの特別会計があります。
- ★公営企業会計・・・『一般会計』とは区別される、民間企業と同様な独立採算制をとっている事業会計のことで、当町では『水道事業会計』が該当となります。

(2) 決算収支

第1表 普通会計決算総括表

(単位：千円、%)

区 分	平成30(2018)年度			平成29(2017)年度	
	金額 (b)	増減額 (a-b)	増減率	金額 (a)	増減額 (a-b)
1 歳入総額	10,629,143	△ 2,819,376	△ 21.0	13,448,519	2,145,139
2 歳出総額	10,169,362	△ 2,905,946	△ 22.2	13,075,308	2,216,529
3 形式収支 (1-2)	459,781	86,570	23.2	373,211	△ 71,390
4 翌年度に繰り越すべき財源	92,810	80,315	642.8	12,495	△ 150,531
5 実質収支 (3-4)	366,971	6,255	1.7	360,716	79,141
6 単年度収支	6,255	△ 72,886	△ 92.1	79,141	365,590
7 積立金	660	△ 1,606,800	△ 100.0	1,607,460	1,419,343
8 繰上償還金	0	0	0.0	0	0
9 積立金取崩額	109,000	109,000	0.0	0	△ 1,147,637
10 実質単年度収支 (6+7+8-9)	△ 102,085	△ 1,788,686	△ 106.1	1,686,601	2,932,570

第2表 決算収支の推移

(単位：千円、%)

年度	歳 入		歳 出		実 質 収 支		単年度 収 支	実質単年度 収 支
	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率		
平成30(2018) 年度	10,629,143	△ 21.0	10,169,362	△ 22.2	366,971	1.7	6,255	△ 102,085
平成29(2017) 年度	13,448,519	19.0	13,075,308	20.4	360,716	28.1	79,141	1,686,601
平成28(2016) 年度	11,303,380	△ 5.2	10,858,779	△ 3.9	281,575	△ 50.4	△ 286,449	△ 1,245,969
平成27(2015) 年度	11,920,096	13.1	11,294,309	13.2	568,024	12.7	63,957	1,724,269
平成26(2014) 年度	10,534,963	2.7	9,975,902	1.7	504,067	21.3	88,392	7,570

法人町民税収の大幅な増収の影響を受け、歳入・歳出ともに予算規模が例年より大きくなった平成29(2017)年度と比較すると、平成30(2018)年度はその規模を戻した形となっています。

『単年度収支』としては黒字決算を保っているものの、財政調整基金等の取り崩し(『積立金取崩額』: 542,060千円)により財源を確保していることから、『実質単年度収支』は赤字となっています。

ことばの意味

★実質収支・・・ 「形式収支」から「翌年度に繰り越すべき財源」を差し引いたもの。
ここが赤字になると、いわゆる『赤字団体』とされます。

★単年度収支・・・ 「当年度の実質収支」から「前年度の実質収支」を差し引いたもの。
前年度から引き継がれた収入・支出を除き、当該年度だけの収支を明らかにします。

★実質単年度収支・・・ 単年度収支の中からさらに、財政調整基金への積立金や取り崩した額などを増減し、計算したものです。

2 歳入の状況

第3表 歳入決算額の状況

(単位：千円、%)

区 分	平成30(2018)年度				平成29(2017)年度	
	決算額 (a)	構成比	増減額 (a-b)	増減率	決算額 (a)	構成比
1 地方税	6,290,792	59.2	△ 2,232,347	△ 26.2	8,523,139	63.4
2 地方譲与税	143,467	1.3	1,500	1.1	141,967	1.1
3 利子割交付金	6,916	0.1	603	9.6	6,313	0.0
4 配当割交付金	14,721	0.1	△ 4,529	△ 23.5	19,250	0.1
5 株式等譲渡所得割交付金	13,295	0.1	△ 7,141	△ 34.9	20,436	0.2
6 地方消費税交付金	639,522	6.0	20,875	3.4	618,647	4.6
(1) 地方消費税	389,113	3.7	12,657	3.4	376,456	2.8
(2) 社会保障財源化分	250,409	2.4	8,218	3.4	242,191	1.8
7 自動車取得税交付金	51,559	0.5	12,186	31.0	39,373	0.3
8 地方特例交付金	28,741	0.3	3,508	13.9	25,233	0.2
9 地方交付税	125,088	1.2	△ 287,206	△ 69.7	412,294	3.1
(1) 普通交付税	0	0.0	△ 304,495	皆減	304,495	2.3
(2) 特別交付税	125,088	1.2	17,289	16.0	107,799	0.8
10 交通安全対策特別交付金	3,631	0.0	△ 71	△ 1.9	3,702	0.0
小 計 (一 般 財 源)	7,317,732	68.8	△ 2,492,622	△ 25.4	9,810,354	72.9
11 分担金及び負担金	139,039	1.3	22,661	19.5	116,378	0.9
12 使用料及び手数料	60,367	0.6	△ 9,075	△ 13.1	69,442	0.5
13 国庫支出金	1,105,019	10.4	△ 299,221	△ 21.3	1,404,240	10.4
14 県支出金	808,277	7.6	△ 169,156	△ 17.3	977,433	7.3
15 財産収入	12,268	0.1	△ 4	0.0	12,272	0.1
16 寄付金	8,810	0.1	△ 23,097	△ 72.4	31,907	0.2
17 繰入金	553,276	5.2	518,525	1,492.1	34,751	0.3
18 繰越金	373,211	3.5	△ 71,390	△ 16.1	444,601	3.3
19 諸収入	42,744	0.4	△ 1,497	△ 3.4	44,241	0.3
20 地方債	208,400	2.0	△ 294,500	△ 58.6	502,900	3.7
小 計 (特 定 財 源)	3,311,411	31.2	△ 326,754	△ 9.0	3,638,165	27.1
歳 入 合 計	10,629,143	100.0	△ 2,819,376	△ 21.0	13,448,519	100.0
自主財源(1+11+12+15~19)	7,480,507	70.4	△ 1,796,224	△ 19.4	9,276,731	69.0
依存財源(2~10+13+14+20)	3,148,636	29.6	△ 1,002,277	△ 24.0	4,171,788	31.0

※ 端数処理の関係で、表内の計が合わないことがあります。

『地方税』は、平成29(2017)年度に法人町民税収が大幅に増収となりましたが平成30(2018)年度は継続せず、前年度比としては大幅な減額となりました【第4表に詳細】。また、同じく前年度の税収増の影響を受ける形で、平成30(2018)年度は普通交付税の不交付団体となったことにより、『地方交付税』も減額となっています。

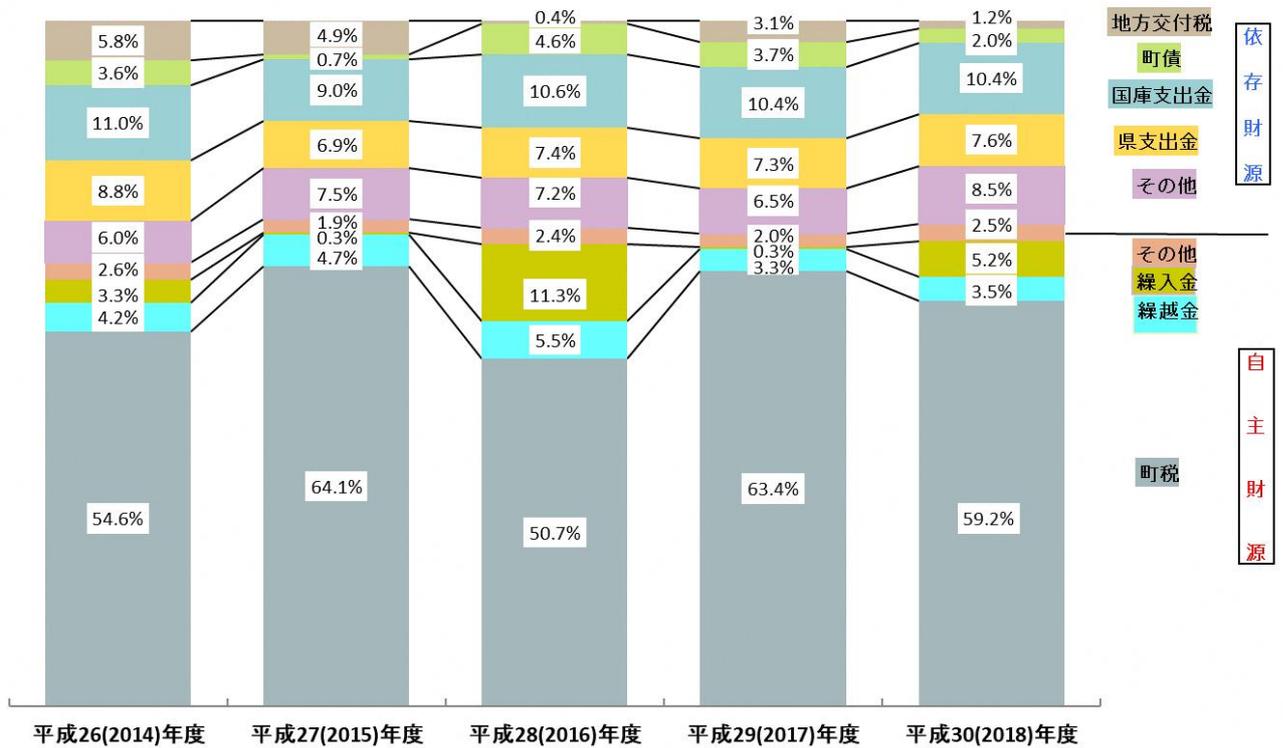
これらによる財源の不足分に充てるために、財政調整基金等の基金を取り崩しており【第11表に詳細】、『繰入金』は前年度と比較して大きく増額となっています。

自主財源の比率は1.4ポイント増となっていますが、地方交付税(=依存財源)の減分を基金からの繰入金(=自主財源)で補っていることが影響した結果の数値です。自主財源の総額としては減額となっており、今後も国や県からの交付金等は欠かせない財源であると言えます。

ことばの意味

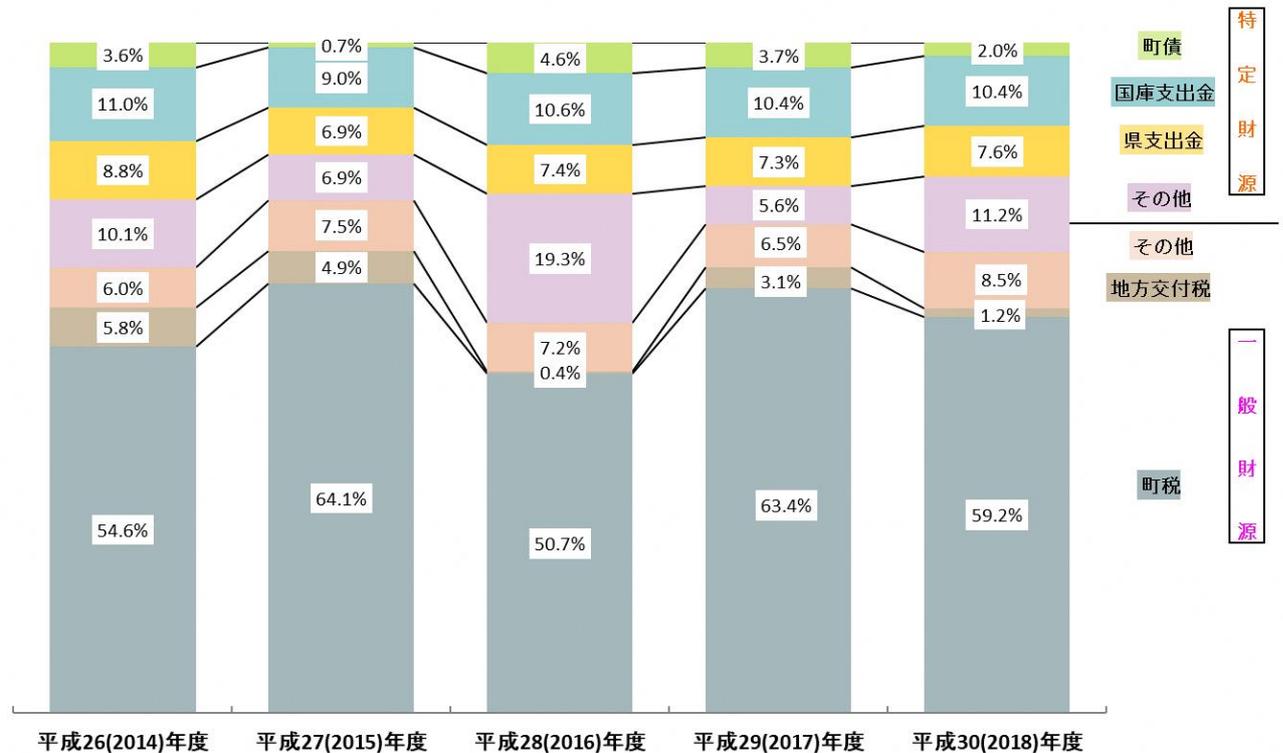
- ★地方譲与税・・・ 国税の一部から町に譲与されるお金。道路の延長や面積を基準に交付される地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税があります。
- ★〇〇〇交付金・・・ 皆さんが納めている国税（消費税や所得税など）や県税（自動車取得税）から、町に配分されてくる税金。
- ★地方交付税・・・ 全国の市町村で同じ行政サービスが受けられるように、国から配分されるお金。普通交付税と特別交付税の2種類があります。
- ★国庫／県支出金・・・ 特定の事業実施のため、その使い道が指定されて、国や県から渡されるお金。
- ★財産収入・・・ 町有地の払い下げによる収入や基金（貯金）の利子収入。
- ★繰入金・・・ 積み立てていた基金（貯金）を取り崩して、予算に繰り入れるお金。
- ★繰越金・・・ 前年度決算により残ったお金。
- ★地方債・・・ 町が事業を行う場合に、その不足資金を調達するために、長期間、銀行などから借り入れるお金。借金（ローン）のこと。
- ★特定財源・・・ その使い道が決められている財源。
- ★一般財源・・・ どのような経費にも使える財源。
- ★依存財源・・・ 国や県の基準等により交付される財源。
- ★自主財源・・・ 町が自主的に調達できる財源。

第2図 歳入構成の推移(その1)



※ 端数処理の関係で、各年度の合計が100.0%にならないことがあります。

第3図 歳入構成の推移(その2)



※ 端数処理の関係で、各年度の合計が100.0%にならないことがあります。

第4表 町税の状況

(単位：千円、%)

区 分	平成30(2018)年度				平成29(2017)年度	
	決算額 (a)	構成比	増減額 (a-b)	増減率	決算額 (a)	構成比
一 普通税	6,074,471	96.6	△ 2,228,724	△ 26.8	8,303,195	97.4
(1) 市町村民税	2,719,274	43.2	△ 2,180,134	△ 44.5	4,899,408	57.5
(7) 個人分	1,766,586	28.1	35,063	2.0	1,731,523	20.3
(4) 法人分	952,688	15.1	△ 2,215,197	△ 69.9	3,167,885	37.2
(2) 固定資産税	2,989,635	47.5	△ 50,099	△ 1.6	3,039,734	35.7
(7) 純固定資産税	2,985,943	47.5	△ 50,365	△ 1.7	3,036,308	35.6
① 土地	998,910	15.9	△ 6,707	△ 0.7	1,005,617	11.8
② 家屋	1,048,542	16.7	△ 32,966	△ 3.0	1,081,508	12.7
③ 償却資産	938,491	14.9	△ 10,692	△ 1.1	949,183	11.1
(4) 交付金	3,692	0.1	266	7.8	3,426	0.0
(3) 軽自動車税	85,915	1.4	3,306	4.0	82,609	1.0
(4) 市町村たばこ税	279,647	4.4	△ 1,797	△ 0.6	281,444	3.3
二 目的税	216,321	3.4	△ 3,623	△ 1.6	219,944	2.6
(1) 都市計画税	216,321	3.4	△ 3,623	△ 1.6	219,944	2.6
合 計	6,290,792	100.0	△ 2,232,347	△ 26.2	8,523,139	100.0

※ 端数処理の関係で、表内の計が合わないことがあります。

町税収入の総額は、前年度比で大きく減額となっています。

特に、『市町村民税』のうち「法人分」について、前年度は主に町内大企業からの納付により大幅な増収となりましたが、その状況は持続せず、前年度比△69.9%の大幅な減額になりました。

『固定資産税』について、平成30(2018)年度は3年に一度の評価替え年度となっており、土地と家屋の評価の見直しが行われました。「土地」は地価下落の影響により、「家屋」は3か年分の減価償却により、それぞれ減収となっています。「償却資産」についても、企業の新たな設備投資が低調となったことなどにより減収となっています。

なお、「土地」と「家屋」の評価額の減少は、『都市計画税』の減収にも関連しています。『都市計画税』は、都市計画事業等に要する費用に充てるため、都市計画区域として指定されたもののうち市街化区域内に所在する土地及び家屋に対し課することができる目的税であり、市街化区域に土地や家屋を所有している方に納付いただいております。平成30(2018)年度収入の使いみちについては、次ページに掲載しています。

『市町村たばこ税』については、売上本数の減少により前年度比減額になっています。

『軽自動車税』については、平成28(2016)年度において税率改正（標準税率の引上げ及び最初の新規検査から13年を経過した軽四輪車等「経年車重課」の導入等）がありました。経年車重課対象軽自動車等の増を受け、前年度比増額になっています。

『市町村民税』収入は、景気の動向に大きく左右され、特に「法人分」については顕著に数値に現れてくるものです。一方で、『固定資産税』は一定額の収入が見込めることから、町税収入の根幹となっています。

【平成 30(2018)年度 都市計画税収入とその使いみち】

◆都市計画税収入

2億1,632万1,338円（現年課税分：2億1,470万6,310円、滞納繰越分：161万5,028円）

◆都市計画税の使いみち

◇一般会計 起債償還 922万4,074円

※過去に実施した都市計画事業（蓼沼親水公園整備事業）の借金の返済

◇公共下水道整備事業 877万1,460円

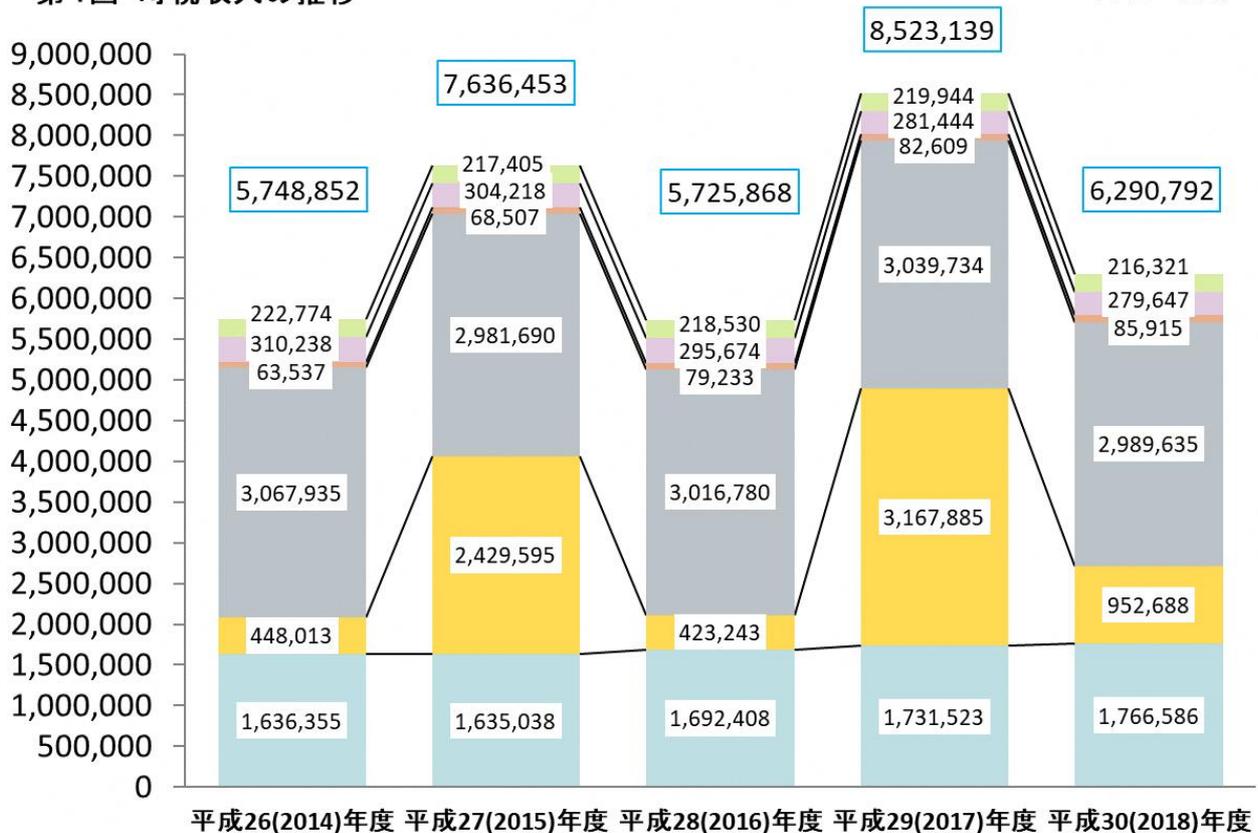
※都市計画法第59条の認可を受けた都市計画事業（武名瀬川第三排水区調整池整備事業）

◇公共下水道事業特別会計 起債償還 1億9,832万5,804円

※過去に実施した都市計画事業（下水道整備事業（汚水・雨水））の借金の返済

第4図 町税収入の推移

（単位：千円）



■ 個人住民税 ■ 法人住民税 ■ 固定資産税 ■ 軽自動車税 ■ たばこ税 ■ 都市計画税

※ 端数処理の関係で、合計が合わないことがあります。

『法人住民税』については、平成 27(2015)年度と平成 29(2017)年度に町内大企業からの税収が大幅に増額となっています。

『固定資産税』について、平成 27(2015)年度と平成 30(2018)年度が評価替え年度（3年毎）にあたります。近年では、土地の評価下落及び家屋の減価償却により、前年度より減収する傾向となっています。

『都市計画税』の課税対象となる土地と家屋（市街化区域内）も、固定資産税における評価額を元に算出しているため、固定資産税の収入割合と同様の推移をたどることになります。

『軽自動車税』の平成 28(2016)年度以降の増額は、前述の税制改正によるものです。

『たばこ税』は、売上本数が年々減少しており、税収の減少傾向がみられています。

当町の特徴として、町内大企業からの法人町民税収入の多寡が、そのまま町税収入全体の増減にも大きく影響することが挙げられます。

3 歳出の状況

目的別歳出

歳出を分類する場合、「目的別」・「性質別」の2種類で分類することが出来ます。「目的別」では行政目的（仕事の内容）で分類するので、町の仕事のどの分野に重点的にお金がかけられているかが分かります。

第5表 目的別歳出決算額の状況

(単位：千円、%)

区 分	平成30(2018)年度				平成29(2017)年度	
	決算額 (a)	構成比	増減額 (a-b)	増減率	決算額 (a)	構成比
1 議会費	117,565	1.2	△ 789	△ 0.7	118,354	0.9
2 総務費	1,234,960	12.1	△ 2,247,490	△ 64.5	3,482,450	26.6
3 民生費	3,431,818	33.7	△ 324,165	△ 8.6	3,755,983	28.7
4 衛生費	1,099,006	10.8	137,291	14.3	961,715	7.4
5 労働費	100	0.0	0	0.0	100	0.0
6 農林水産業費	576,668	5.7	40,276	7.5	536,392	4.1
7 商工費	66,798	0.7	△ 4,154	△ 5.9	70,952	0.5
8 土木費	1,219,426	12.0	10,117	0.8	1,209,309	9.2
9 消防費	531,462	5.2	△ 59,861	△ 10.1	591,323	4.5
10 教育費	1,064,125	10.5	△ 468,565	△ 30.6	1,532,690	11.7
11 災害復旧費	0	0.0	△ 5,697	△ 100.0	5,697	0.0
12 公債費	827,434	8.1	17,091	2.1	810,343	6.2
13 諸支出金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合 計	10,169,362	100.0	△ 2,905,946	△ 22.2	13,075,308	100.0

※ 端数処理の関係で、表内の計が合わないことがあります。

前年度比で最も増減幅が大きいのは『総務費』となっています。前年度は、歳入の状況で示したように法人町民税の大幅な増収があり、その増収分を財政調整基金等の基金への積立金として支出したことにより金額が大きくなっていました。

『衛生費』は、クリーンパーク茂原等のごみ処理施設の運営経費として支払っている、宇都宮市への負担金の増額【+176,406千円】によるものです。新最終処分場の建設を進めていることにより、費用が増額となっています。

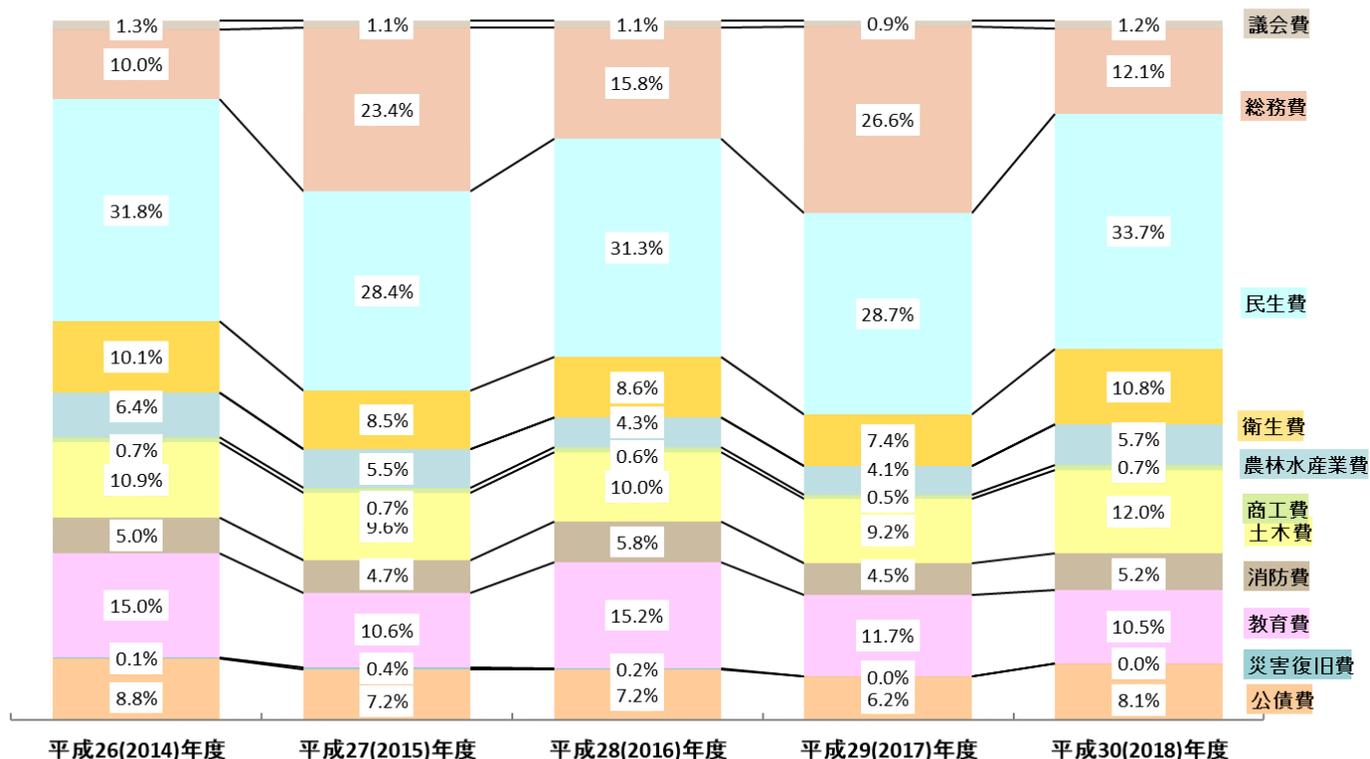
『農林水産業費』は、国の補助金である地方創生推進交付金を活用した、農産物直売所整備事業【26,980千円】の実施等により前年度比増額となっています。

『土木費』は、蓼沼緑地公園トイレ改修事業【47,000千円】等の実施により前年度比増額となっています。

『教育費』は、平成29(2017)年度に実施した小中学校の空調整備事業の終了により、前年度比減額となっています。

構成比の割合では、上位3項目は『民生費』・『総務費』・『土木費』の順になります。特に『民生費』は、平成29年度において支出した高齢者福祉施設整備事業補助や大山保育所整備事業補助等により、前年度比では減額となっていますが、全体の中では特に高い割合を占める形となっています。

第5図 目的別歳出構成の推移



※ 端数処理の関係で、各年度の合計が100.0%にならないことがあります。

ことばの意味

- ★議会費・・・議員報酬等の議会運営に要する費用。
- ★総務費・・・税金徴収や戸籍事務、まちづくり等のために要する費用。
- ★民生費・・・保育所の運営等の子育て支援や高齢者・障がい者の生活支援等に要する費用。
- ★衛生費・・・健康診査や予防接種、ゴミ収集等に要する費用。
- ★農林水産業費・・・上三川町農業公社への補助など、農業振興のために要する費用。
- ★商工費・・・上三川町商工会への補助など、中小企業の振興のために要する費用。
- ★土木費・・・道路や橋、公園等の管理および整備に要する費用。
- ★消防費・・・石橋地区消防組合への負担金や町消防団の運営等に要する費用。
- ★教育費・・・学校教育や幼稚園の運営、スポーツ・文化振興等に要する費用。
- ★災害復旧費・・・地震や台風等の自然災害の対応に要する費用。
- ★公債費・・・地方債（借金）返済のための費用。

(2) 性質別歳出

「性質別」では人件費や物件費といった経済的性質に分類することで、財政の健全度等を把握することが出来ます。

「義務的経費」とは、支出することが制度的に義務づけられていて、削減のしにくい経費のことです。この割合が大きくなっていくと財政運営が硬直化傾向にあるとされます。

また、「投資的経費」とは、道路や建物など形として残るものに使われる経費のことです。一方、支出の効果が短期間で終わり、形として残らないものに使われる経費が「消費的経費」です。

第6表 性質別歳出決算額の状況

(単位：千円、%)

区 分	平成30(2018)年度				平成29(2017)年度	
	決算額 (a)	構成比	増減額 (a-b)	増減率	決算額 (a)	構成比
1 人件費	1,525,649	15.0	△ 5,917	△ 0.4	1,531,566	11.7
2 物件費	1,589,815	15.6	△ 12,786	△ 0.8	1,602,601	12.3
3 維持補修費	25,244	0.3	△ 21,424	△ 45.9	46,668	0.4
4 扶助費	2,198,458	21.6	133,499	6.5	2,064,959	15.8
5 補助費等	1,248,024	12.3	137,063	12.3	1,110,961	8.5
6 普通建設事業費	1,037,697	10.2	△ 774,613	△ 42.7	1,812,310	13.9
(1) 補助事業費	197,526	2.3	△ 891,570	△ 81.9	1,089,096	8.4
(2) 単独事業費	840,171	7.9	116,957	16.2	723,214	5.5
7 災害復旧事業費	0	0.0	△ 5,697	皆減	5,697	0.0
8 公債費	827,434	8.1	17,091	2.1	810,343	6.2
9 積立金	102,583	1.0	△ 2,407,521	△ 95.9	2,510,104	19.2
10 投資及び出資金	50,019	0.5	△ 9,508	△ 16.0	59,527	0.4
11 繰出金	1,564,439	15.4	43,867	2.9	1,520,572	11.6
合 計	10,169,362	100.0	△ 2,905,946	△ 22.2	13,075,308	100.0
義務的経費(1+4+8)	4,551,541	44.7	144,673	3.3	4,406,868	33.7
任意的経費(2+3+5+6+7+9~11)	5,617,821	55.3	△ 3,050,619	△ 35.2	8,668,440	66.3
消費的経費(1~5)	6,587,190	64.8	230,435	3.6	6,356,755	48.7
投資的経費(6+7)	1,037,697	10.2	△ 780,310	△ 42.9	1,818,007	13.9
その他の経費(8~11)	2,544,475	25.0	△ 2,356,071	△ 48.1	4,900,546	37.4

※ 端数処理の関係で、表内の計が合わないことがあります。

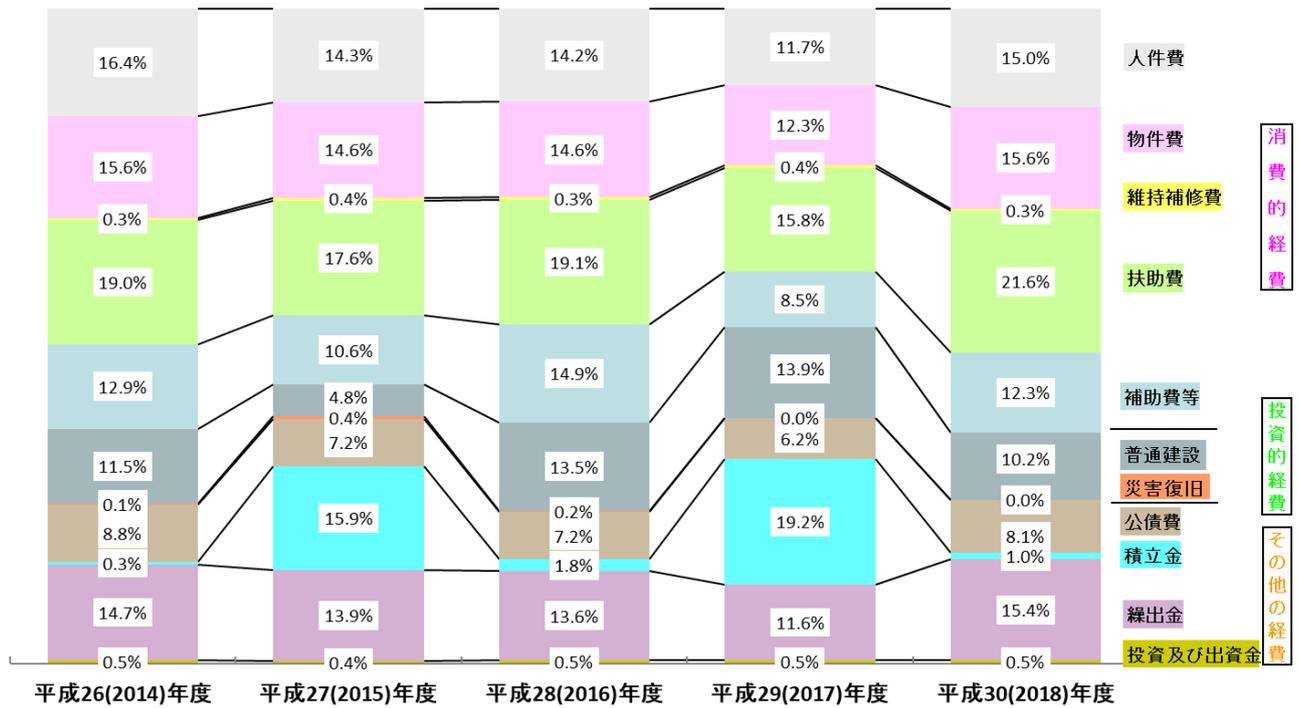
『積立金』については、前述のとおり、町税の増収分を基金へ積み増すことができた前年度と比較すると、大幅に決算規模を下げることとなりました。

また、町内大企業より前年度の課税額を元に納付されていた法人町民税の中間納付分について、確定申告による還付を行ったことにより、補助費等は前年度比増額となっています。

『普通建設事業費』については、小中学校の空調整備や、大山保育所の民営化に伴う整備等の大型事業を実施した前年度からは、決算額は減少しています。

構成比が最も大きいのは『扶助費』となっていますが、大山保育所の民営化により運営経費等の給付費の支出額は前年度よりも増す形となりました。保育所等の子育て支援や障がい福祉サービス等の需要は今後も増していく見込みであり、この経費は今後も増加し続けることが懸念されます。

第6図 性質別歳出構成の推移



※ 端数処理の関係で、各年度の合計が100.0%にならないことがあり0.30.3ます。

ことばの意味

- ★物件費・・・公共施設管理のための委託費や消耗品・光熱水費などの事務的な経費。
- ★維持補修費・・・公共施設や公用車等の維持修繕費用。
- ★扶助費・・・児童医療費の助成や高齢者・障がい者の生活支援等。
- ★補助費等・・・各種団体（消防・救急医療・葬祭場・自治会等）への負担金や活動支援等。
- ★普通建設事業費・・・道路や河川、学校などの整備・改修工事費用。
- ★積立金・・・基金への貯金。
- ★繰出金・・・保健医療特別会計や下水道事業特別会計への支出。
- ★投資及び出資金・・・水道事業会計への支出等。

第7表 普通建設事業費目的別内訳

(単位：千円、%)

区 分	平成30(2018)年度				平成29(2017)年度		
	決算額 (a)	構成比	増減額 (a-b)	増減率	決算額 (a)	構成比	
1	議会費	0	0.0	0	0.0	0	0.0
2	総務費	51,143	4.9	23,087	82.3	28,056	1.5
3	民生費	90,133	8.7	△ 378,999	△ 80.8	469,132	25.9
4	衛生費	188,056	18.1	163,679	671.4	24,377	1.3
5	労働費	0	0.0	0	0.0	0	0.0
6	農林水産業費	82,427	7.9	△ 4,739	△ 5.4	87,166	4.8
7	商工費	0	0.0	0	0.0	0	0.0
8	土木費	511,448	49.3	△ 14,440	△ 2.7	525,888	29.0
	(1)道路橋梁費	261,277	25.2	22,776	9.5	238,501	13.2
	(2)都市計画費	136,354	13.1	90,940	200.2	45,414	2.5
	(3)住宅費	28,019	2.7	△ 17,842	△ 38.9	45,861	2.5
	(4)その他	85,798	8.3	△ 110,314	△ 56.3	196,112	10.8
9	消防費	14,660	1.4	△ 78,410	△ 84.2	93,070	5.1
10	教育費	99,830	9.6	△ 484,791	△ 82.9	584,621	32.3
	(1)小学校費	21,134	2.0	△ 327,186	△ 93.9	348,320	19.2
	(2)中学校費	15,790	1.5	△ 182,763	△ 92.0	198,553	11.0
	(3)その他	62,906	6.1	25,158	66.6	37,748	2.1
11	諸支出金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	合 計	1,037,697	100.0	△ 774,613	△ 42.7	1,812,310	100.0

※ 端数処理の関係で、表内の計が合わないことがあります。

『民生費』の前年度比減は、前述の高齢者福祉施設整備事業補助【143,400千円】の完了と、大山保育所整備事業補助の減【△144,108千円】等によるものです。

『土木費』については、『都市計画費』として実施した桃畑公園トイレ改修工事【45,810千円】及び町営住宅の改修【40,543千円】等の実施により増額となっています。

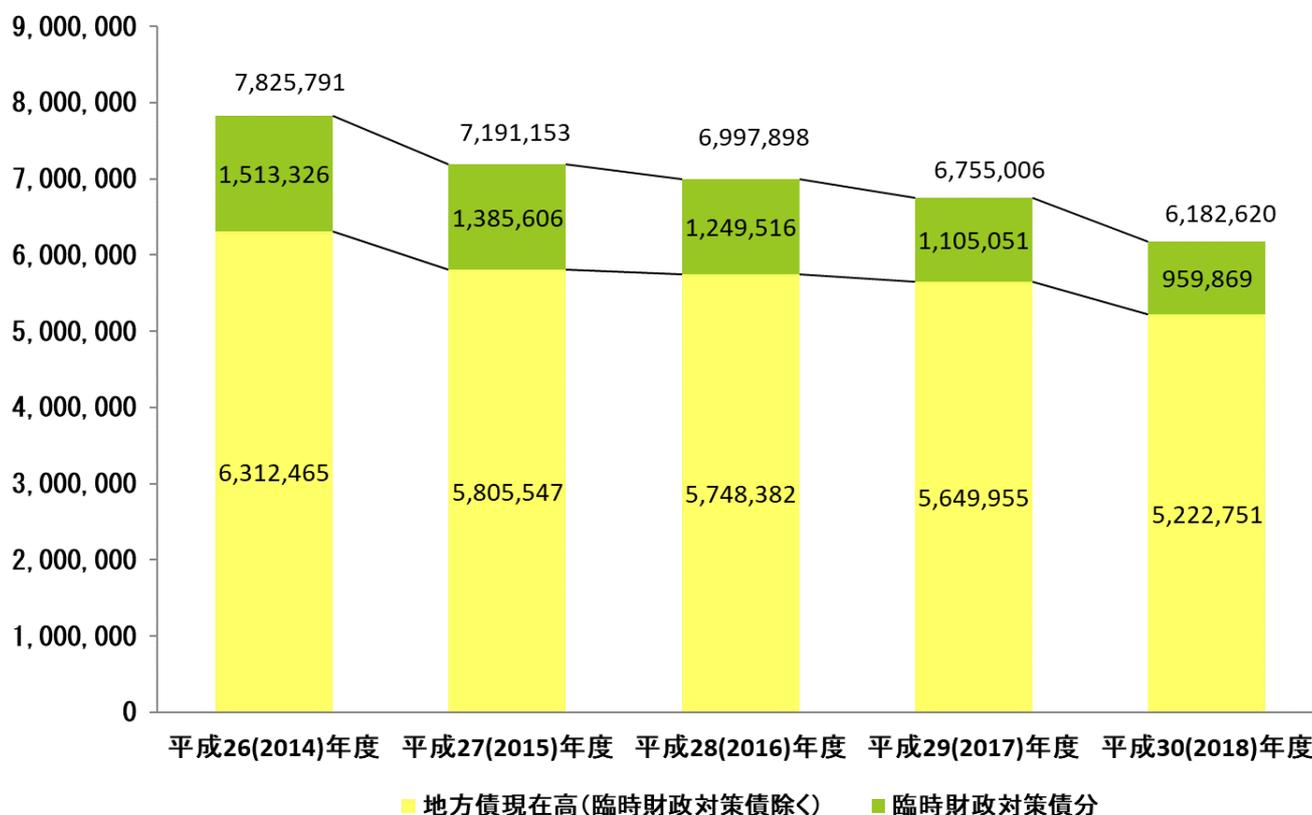
『消防費』は、平成27(2015)年度から整備を進めていた防災行政無線整備事業【34,776千円】が完了したことにより減額となりました。

『教育費』については、『小学校費』と『中学校費』共に、空調設備整備事業【509,598千円】の完了により、減額となりました。

4 地方債（借金）の状況

第7図 地方債現在高の推移

(単位：千円)



新規の地方債発行が公債費を下回った【新規借入額 < 借金返済額】のために、平成 30(2017)年度においても臨時財政対策債分を含めた『地方債現在高』は減少しました。

上三川いきいきプラザを整備した平成 19(2007)年度【9,769,519 千円】をピークに、地方債現在高は毎年減少しています。

今年度は、当初予算の編成段階で普通交付税の不交付団体となることを見込んでおり、臨時財政対策債については当初予算への計上はありませんでした。直近で臨時財政対策債の借入れを行ったのは、平成 26(2014)年度【138,000 千円】となっています。

なお、地方債残高を町民 1 人当たり換算すると、197,850 円となります。

[平成 31(2019)年 3 月 31 日現在人口 31,249 人]

ことばの意味

★臨時財政対策債・・・ 地方債は、原則として道路整備や学校整備等の建設事業のために発行されるものですが、臨時財政対策債は地方一般財源の不足に対処するため、建設事業以外の経費にも充てられる特例として発行される地方債です。地方公共団体の実際の借入れの有無にかかわらず、その元利償還金相当額を後年度基準財政需要額【19 ページ参照】に算入することとされています。

第8表 地方債現在高の状況（目的別）

（単位：千円、％）

区 分	平成30(2018)年度				平成29(2017)年度	
	決算額 (a)	構成比	増減額 (a-b)	増減率	決算額 (a)	構成比
1 公共事業等債	155,317	2.5	16,507	11.9	138,810	2.1
2 公営住宅建設事業債	5,136	0.1	△ 5,981	△ 53.8	11,117	0.2
3 災害復旧事業債	10,451	0.2	△ 3,471	△ 24.9	13,922	0.2
4 緊急防災・減災事業債	126,451	2.0	△ 33,513	△ 21.0	159,964	2.4
5 全国防災事業債	228,105	3.7	△ 42,573	△ 15.7	270,678	4.0
6 学校教育施設等整備事業債	1,272,322	20.6	△ 93,271	△ 6.8	1,365,593	20.2
7 一般廃棄物処理事業債	25,570	0.4	3,163	14.1	22,407	0.3
8 一般補助施設整備等事業債	407,873	6.6	△ 76,430	△ 15.8	484,303	7.2
9 一般単独事業債	2,568,064	41.5	△ 140,297	△ 5.2	2,708,361	40.1
10 財源対策債	276,532	4.5	△ 15,907	△ 5.4	292,439	4.3
11 臨時財政特例債	0	0.0	0	0.0	0	0.0
12 減税補てん債	144,330	2.3	△ 38,031	△ 20.9	182,361	2.7
13 臨時税収補てん債	0	0.0	0	0.0	0	0.0
14 臨時財政対策債	959,869	15.5	△ 145,182	△ 13.1	1,105,051	16.4
15 県貸付金	2,600	0.0	2,600	0.0	0	0.0
合 計	6,182,620	100.0	△ 572,386	△ 8.5	6,755,006	100.0

※ 端数処理の関係で、表内の計が合わないことがあります。

前年度より残高が増加した区分としては、『公共事業等債』は町道整備や公園施設整備等、一般廃棄物処理事業債』は新最終処分場建設のための宇都宮市への負担金、『県貸付金』は体育センター改修の財源としてそれぞれ借りました。

償還が完了したものが残高としては減少していますが、『緊急防災・減災事業債』は庁舎改修や消防防災施設等整備等、『学校教育施設等整備事業債』は給食センターの設備更新等、『一般単独事業債』は防災対策の河川護岸整備や農村環境改善センター改修等の財源として、それぞれ借りました。

第9表 地方債現在高の状況（借入先別）

（単位：千円、％）

区 分	平成30(2018)年度				平成29(2017)年度	
	決算額 (a)	構成比	増減額 (a-b)	増減率	決算額 (a)	構成比
1 政府資金	1,966,469	31.8	△ 318,741	△ 13.9	2,285,210	33.8
(1) 財政融資資金	1,740,310	28.1	△ 281,564	△ 13.9	2,021,874	29.9
うち旧資金運用部資金	15,658	0.3	△ 26,973	△ 63.3	42,631	0.6
(2) 旧郵政公社資金	226,159	3.7	△ 37,177	△ 14.1	263,336	3.9
うち旧郵便貯金資金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
うち旧簡易生命保険資金	226,159	3.7	△ 37,177	△ 14.1	263,336	3.9
2 地方公共団体金融機構資金	1,086,598	17.6	△ 62,479	△ 5.4	1,149,077	17.0
3 市中銀行	2,774,238	44.9	△ 189,560	△ 6.4	2,963,798	43.9
4 その他の金融機関	294,865	4.8	△ 27,006	△ 8.4	321,871	4.8
5 共済等	57,850	0.9	22,800	65.0	35,050	0.5
6 その他	2,600	0.0	2,600	皆増	0	0.0
合 計	6,182,620	100.0	△ 572,386	△ 8.5	6,755,006	100.0

※ 端数処理の関係で、表内の計が合わないことがあります。

『財政融資資金』、『地方公共団体金融機構資金』、『市中銀行（民間の銀行）』、『共済等』及び、『その他』栃木県市町村振興協会から、新たに借りました。

5 債務負担行為の状況

「債務」とは、経費の支出義務のことです。

「債務負担行為」は、将来にわたる債務を負う契約を結ぶことをいいます。予算の内容の一部として、議会の議決によって設定されますが、歳出予算には含まれません。あくまで契約等で発生する債務の負担を設定する行為で、その時点でまだ歳出の予定が確定しているわけではないからです。

第10表 債務負担行為の状況

(単位：千円、%)

区 分	平成30(2018)年度			平成29(2017)年度	
	次年度以降 支出予定額 (a)	増減額 (a-b)	増減率	次年度以降 支出予定額 (a)	増減額 (a-b)
利子補給等に係るもの	12,956	△ 2,171	△ 14.4	15,127	△ 316
農林水産関係に係るもの	12,956	△ 2,171	△ 14.4	15,127	△ 316
商工関係に係るもの	0	0	0.0	0	0
住宅関係に係るもの	0	0	0.0	0	0
その他に係るもの	1,621,264	△ 539,819	△ 25.0	2,161,083	898,408
合 計	1,634,220	△ 541,990	△ 24.9	2,176,210	898,092

※ 端数処理の関係で、表内の計が合わないことがあります。

「その他に係るもの」には、上三川いきいきプラザや図書館、各コミュニティセンターなど町施設の指定管理契約やデマンド交通運行契約などの複数年度契約となるものの支出予定額が計上されています。契約満了の前年度には、新たな契約期間の支出予定額が加算されることとなります。

ことばの意味

- ★利子補給・・・ 特定の融資を行った金融機関に対して、借入者の利子負担を軽減するため、その利子の一部に相当する金額を給付すること。当町では農業の発展のため、農業経営基盤の安定や農業者育成に係る資金の借入に対して、この制度を設けています。

6 積立金（貯金）の状況

第11表 積立基金現在高の状況

(単位：千円、%)

区 分	平成30(2018)年度				平成29(2017)年度	
	決算額 (a)	構成比	増減額 (a-b)	増減率	決算額 (a)	構成比
1 財政調整基金	2,960,361	57.6	△ 108,340	△ 3.5	3,068,701	55.0
2 減債基金	1,361,763	26.5	△ 411,404	△ 23.2	1,773,167	31.8
3 その他の特定目的基金	818,393	15.9	80,267	10.9	738,126	13.2
合 計	5,140,517	100.0	△ 439,477	△ 7.9	5,579,994	100.0

※

端数処理の関係で、表内の計が合わないことがあります。

平成29(2017)年度においては、財源の不足分に充てるために基金の取崩しを行っており、現在高が減少しました。

『財政調整基金』は、予期しない収入減少や不時の支出増加等に備え、町財政の健全性を維持するための基金で【109,000千円】取り崩しました。

『減債基金(町債管理基金)』は町債の償還及び町債の適正な管理に必要な財源を確保し、将来にわたり健全な財政運営を維持するための基金で、【411,900千円】取り崩しました。

『その他の特定目的基金』では、公共施設等の計画的な整備、更新、改修、維持修繕、除却等に要する経費の財源に充てるための基金である公共施設等総合管理基金に【100,000千円】積み立てました。また、町社会福祉協議会事業費補助のため社会福祉基金【9,075千円】を、町営住宅維持改修事業のために町営住宅施設整備基金【11,000千円】を、それぞれ取り崩しました。

その他、各基金で利子分の積立等を行っています。

基金残高を町民1人あたりに換算すると、164,502円となります。

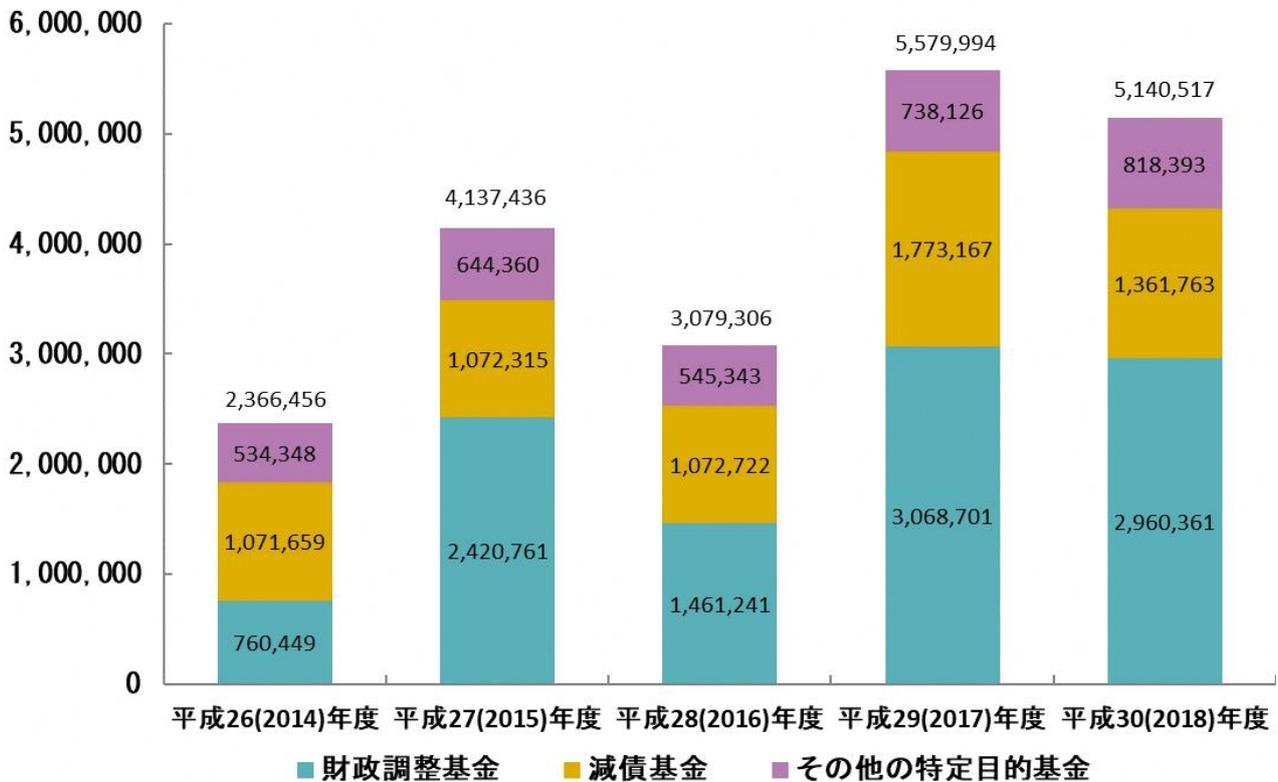
[平成31(2019)年3月31日現在人口31,249人]

ことばの意味

- ★財政調整基金・・・ 大幅な収入の減少や思わぬ支出に備え、計画的な財政運営を行うために、財源に余裕のあるときに積み立てておく貯金のことです。
- ★減債基金・・・ 公債費の償還を計画的に行う目的で積み立てる基金で、当町では町債管理基金という名称です。
- ★その他の特定目的基金・・・ 当町において該当するものは、町営住宅施設整備基金、義務教育施設整備基金、社会福祉基金、生涯学習センター整備基金及び公共施設等総合管理基金の計5つがあります(※平成30(2018)年度末現在)。

第8図 積立金残高の推移

(単位：千円)



『財政調整基金』は、後年度の臨時的事業の実施に備えるために、単年度の（平均的な）町税収入の1割（約6億円）以上を確保することに努めています。平成27(2015)年度及び平成29(2017)年度は、町税の増収分を積み増しています。

平成23(2011)年度からは上三川いきいきプラザ整備事業の起債（借金）の償還費用として、『減債基金（町債管理基金）』を取り崩しています。平成29(2017)年度は、町税の増収分を積み増しています。

『その他の特定目的基金』では、平成29(2017)年度に公共施設等総合管理基金を設置し、計画的な積み立てを行っていることから残高は増加しています。

予算上の歳入不足分は、『財政調整基金』や『減債基金（町債管理基金）』を取り崩すことで補填しているため、近年の町税収入の減少は、基金の総残高の減少に大きく関与しています。

7 主な財政指標

(1) 標準財政規模

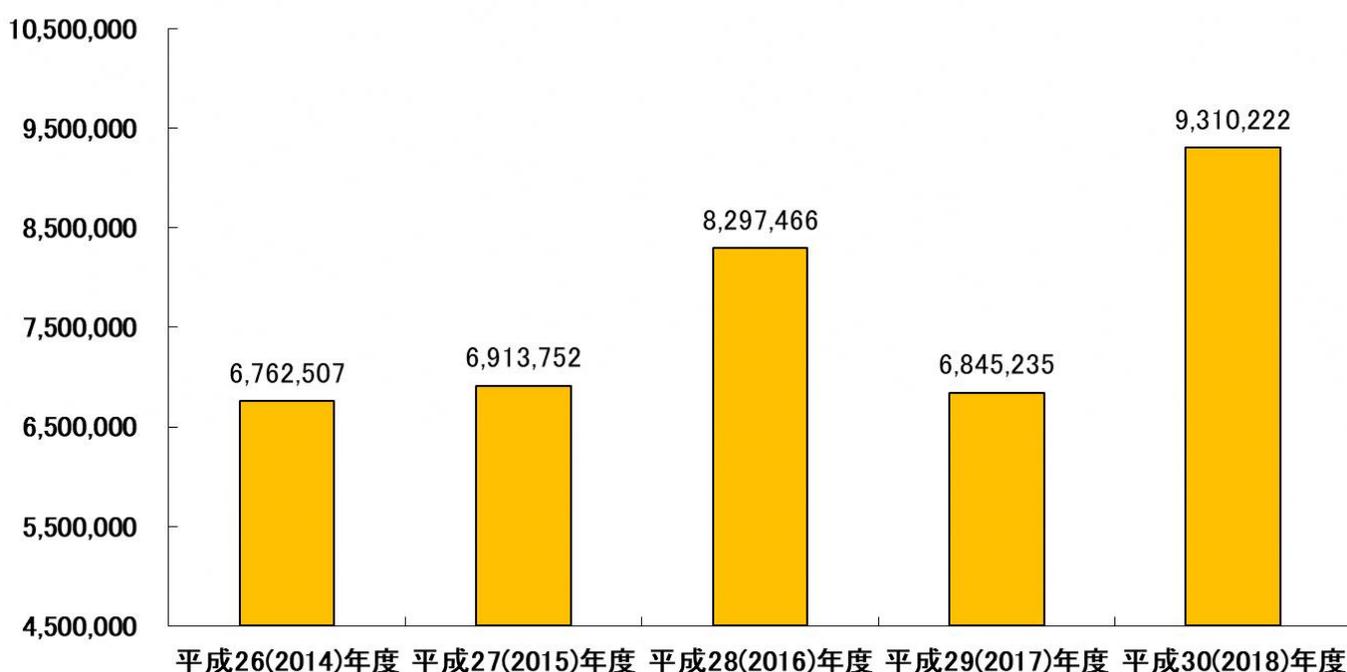
普通交付税を算定する上で算出されるその町の標準的な一般財源の収入見込額のことです。財政を分析する際などに、その町の財政能力とみなされています。

地方公共団体の財政規模を比較するにあたっては、国庫補助金や地方債などの特定財源が含まれているため、単純に比較するのが難しい状況です。そのため特定財源を控除し、地方税や普通交付税などの通常経常的に収入されるであろう一般財源の額で比較することが適当とされています。

当町では例年、68億円前後の数値で推移していますが、平成28(2016)年度及び平成30(2018)年度においては、それぞれの前年度である平成27(2015)年度及び平成29(2017)年度の町税収入が大きく増額となったため、標準財政規模も例年と比較して非常に大きな数値となっています。

第9図 標準財政規模の推移

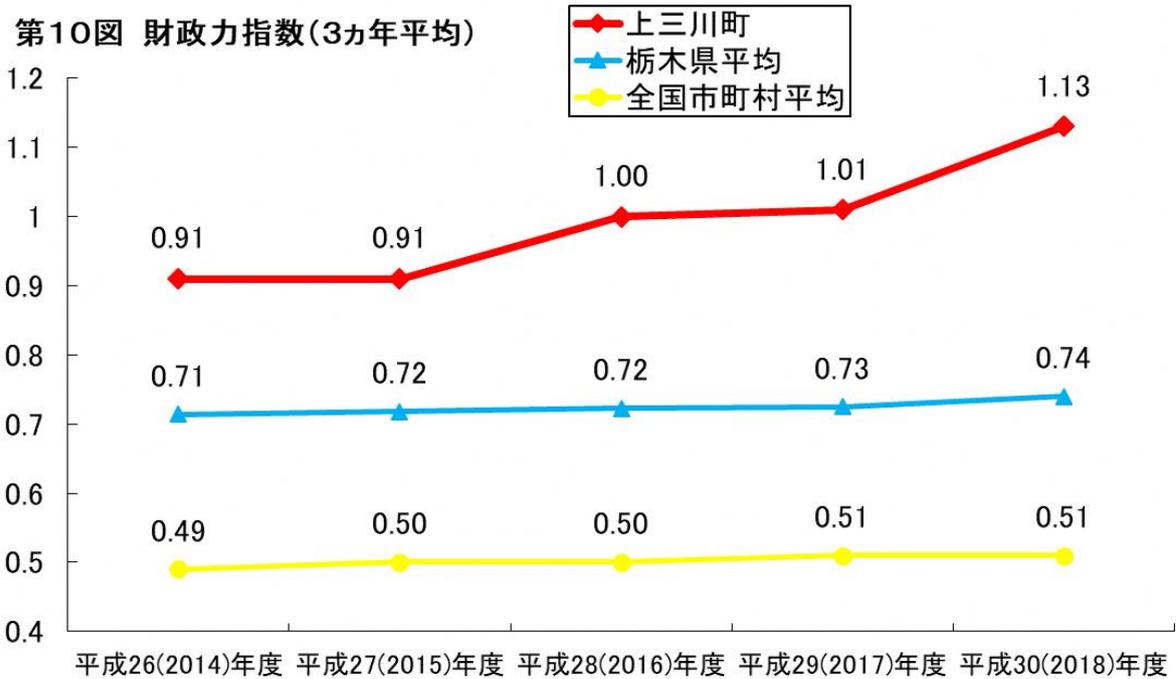
(単位:千円)



(2) 財政力指数

地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で割った数値の過去3カ年間の平均値です。地方公共団体の財政力を示す指数として使われます。なお、単年度での財政力指数が「1」を超える場合、普通交付税の不交付団体となります。

標準財政規模【18ページ参照】と同様に、平成27(2015)年度及び平成29(2017)年度の町税増収が平成28(2016)年度以降の財政力指数を押し上げる結果になりました。



第12表 基準財政額の推移

(単位：千円)

	平成26(2014)年度	平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度
基準財政需要額	4,848,301	5,122,534	5,520,825	5,034,142	5,515,888
基準財政収入額	4,418,319	4,702,359	6,406,244	4,727,412	7,163,344
(3カ年平均) 財政力指数	0.913	0.913	0.996	1.006	1.133
(単年度) 財政力指数	0.911	0.918	1.160	0.939	1.299

ことばの意味

★基準財政需要額・・・各地方団体の財政需要を合理的に測定するために、地方交付税法の規定により算定した額とされています。標準的条件を備えた地方団体が合理的、かつ妥当な水準において地方行政を行う場合、又は標準的な施設を維持する場合に要する経費を基準に算定された額となります。

★基準財政収入額・・・各地方団体の財政力を合理的に測定するために、地方交付税法の規定により算定した額とされています。具体的には、町の標準的な税収入から一定割合により算定された額となります。

(3) 経常収支比率

町が自由に使える町税などの経常一般財源収入のうち、人件費や扶助費、公債費など避けられない必要な経費が占める割合のことです。数値が低いほど、独自の政策のために使えるお金が多いことを示すとされ、目安として、市町村では75%～80%程度が「適正」とされています。

当町においては経常一般財源収入である町税収入や、普通交付税の交付状況が経常収支比率に大きな影響を与えています。

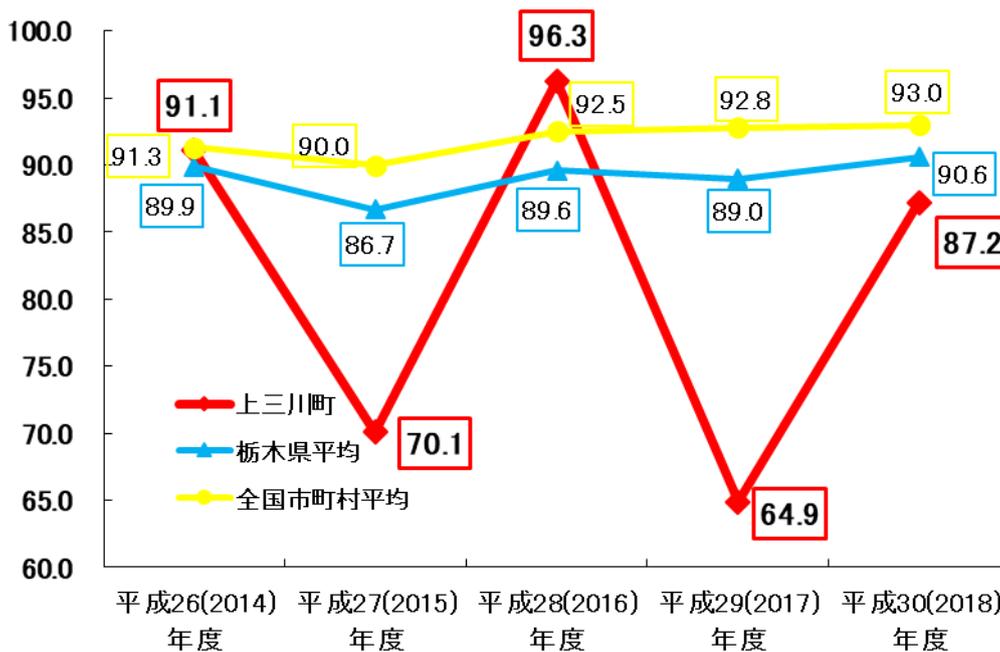
平成27(2015)年度及び平成29(2017)年度は、経常一般財源収入である町税収入増の影響を大きく受け、全体的に指数が引き下げられています。一方、平成28(2016)年度及び平成30(2018)年度は、普通交付税が不交付となったこと等により、経常一般財源収入額が極めて低くなっているため、経常収支比率は高い数値となりました。

全体的な傾向として、『公債費分』については平成20(2008)年度より供用開始となった上三川いきいきプラザの建設のための地方債の償還（『公債費分』）により、他市町との比較においては高い水準の指数となっていました。地方債現在高【13ページ参照】の減少に伴い今後改善していくことが見込まれます。

一方、『扶助費分』においては保育の実施や医療費の助成、障がい者自立支援対策といった社会保障施策にかかる費用支出が年々増加傾向にあることから上昇していくことが予想されます。

第11図 経常収支比率の推移

(単位: %)



(単位: %)

区分/年度	平成26(2014)年度	平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度
経常収支比率	91.1	70.1	96.3	64.9	87.2
人件費分	21.9	16.9	22.3	14.8	20.3
扶助費分	8.5	7.2	10.4	6.9	10.1
公債費分	13.1	9.1	12.2	8.5	11.7

(4) 健全化判断比率等

地方公共団体の財政の健全化に関する法律において定められている、『実質赤字比率』、『連結実質赤字比率』、『実質公債費比率』及び『将来負担比率』の4つの財政指標の総称です。これらの指標は、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして定められています。

これらの4つの指標には、「早期健全化基準」、「財政再生基準」の2つの基準があり、この基準により「健全段階」「早期健全化段階」「財政再生段階」の3段階に区分されます。

また、水道事業、病院事業など公営企業を営んでいる地方公共団体には、これらの指標のほかに『資金不足比率』があります。

第13表 健全化判断比率等

《健全化判断比率》

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率 (3ヶ年平均)	将来負担比率
上三川町	—	—	4.4	—
早期健全化基準	13.46	18.46	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※ 「健全段階」に該当します。

《資金不足比率》

(単位：%)

	水道事業会計	公共下水道事業 特別会計	農業集落排水事業 特別会計
上三川町	—	6.4	—
経営健全化基準	20.00		

※ 「公共下水道事業特別会計」において不足額が生じていますが、すべての会計において「健全段階」に該当します。

ことばの意味

- ★実質赤字比率・・・福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの。
- ★連結実質赤字比率・・・全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの。
- ★実質公債費比率・・・借入金（地方債）の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、一般会計等で賄う、資金繰りの程度を示すもの。
- ★将来負担比率・・・地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの。
- ★資金不足比率・・・公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの。